



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年3月31日金曜日 第395号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

○ 愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………（税務課） …… 1

条 例

○愛媛県条例第18号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月31日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（法人の事業税の申告納付の期限）</p> <p>第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等又は同項に規定する収入割等についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 法第72条の29第1項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度終了の日から2月以内</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（自動車税の環境性能割の税率）</p> <p>第42条の4 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p> <p>ア) 省略</p> <p>(イ) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら</p>	<p>（法人の事業税の申告納付の期限）</p> <p>第18条の3 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る法第72条の25第1項に規定する所得割等又は同項に規定する収入割等についてなすべき申告納付の期限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 法第72条の29第1項_____の規定の適用を受ける法人にあつては、当該事業年度終了の日から2月以内</p> <p>(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（自動車税の環境性能割の税率）</p> <p>第42条の4 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第1号において同じ。）</p> <p>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則で定めるもの</p> <p>ア) 省略</p> <p>(イ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律_____（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下自動車税について「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して地方税法施行規則で定めるエネルギー消費効率（以下自動車税について「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら</p>

れたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ～カ 省略

(2)・(3) 省略

2～5 省略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第10条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規

れたもの（以下この項、次項、第4項及び第5項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ウ) 省略

イ～カ 省略

(2)・(3) 省略

2～5 省略

附 則

（肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例）

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに同項に規定する免税対象飼育牛（以下この項において「免税対象飼育牛」という。）に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、法附則第6条第1項に規定する申告書にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る県民税の所得割の額は、第12条から第15条まで、附則第7条第1項、附則第7条の4第1項、附則第7条の4の2第1項及び附則第7条の5の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1)・(2) 省略

2 省略

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例）

第10条 省略

2 省略

3 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和5年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例）

第13条 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第15条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第2項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規

定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第2項の規定による宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（次項において「宅地建物取引業者」という。）による法附則第11条の4第2項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第2項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第3項」と読み替えるものとする。

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の9 省略

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 次各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号及び次条第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。次項第2号及び同条第3項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車

定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 省略

(不動産取得税の徴収猶予等)

第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第1項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第2項」と読み替えるものとする。

2 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第4項の規定による宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（次項において「宅地建物取引業者」という。）による法附則第11条の4第4項に規定する改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第4項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第5項」と読み替えるものとする。

3 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第4項の規定は、法附則第11条の4第6項の規定による宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の7第1項又は附則第11条の4第6項」と、第19条の7中「第73条の27の6第3項」とあるのは「第73条の27の6第3項並びに附則第11条の4第7項」と読み替えるものとする。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第22条の9 省略

2 自家用の乗用車に対する第42条の4第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(自動車税の種別割の税率の特例)

第23条 次____に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方税法施行規則で定めるものをいう。以下この条及び次条第3項において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車

で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条_____において同じ。)、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第42条の4第1項第1号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。)又は同条第1項第2号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。)で平成25年3月31日までに最初の第42条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の4第1項第3号に規定する軽油自動車(次項第6号及び第3項第3号において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車と平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

で同省令で定めるものをいう。同項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の同省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので同省令で定めるものをいう。次項第3号及び次条第3項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、キャンピング車、第43条第1項第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 第42条の4第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条_____において「ガソリン自動車」という。)又は同項第2号_____に規定する石油ガス自動車(以下この条_____において「石油ガス自動車」という。)で平成22年3月31日までに最初の第42条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 第42条の4第1項第3号に規定する軽油自動車(以下この条_____において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車と平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

省略

2 次に掲げる自動車に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第42条の4第1項第1号ア(ア)に規定する排出ガス保安基準で地方税法施行規則で定めるもの(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日(同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた第42条の4第1項第1号ア(ア)に規定する排出ガス保安基準で同省令で定めるもの(以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので地方税法施行規則で定めるものをいう。)

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第1号ア(ア)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号ア(ア)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号ア(ア)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第42条の4第1項第2号ア(ア)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号ア(ア)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの
- (6) 軽油自動車のうち、第42条の4第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）又は同号ア(ア)に規定する平成21年軽油軽中量車基準（以下この条において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号の表自家用の項	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号の表営業用の項	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円

	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号の表営業用けん引 自動車の項	15,100円	4,000円
	7,500円	2,000円
第1項第2号の表自家用の項	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号の表自家用けん引 自動車の項	20,600円	5,500円
	10,200円	3,000円
第1項第3号の表営業用一般乗 合用バスの項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号の表営業用その他 の項	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号の表	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円

第1項第5号の表キャンピング車の項	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	5,500円
	7,600円	2,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	3,000円
	4,200円	1,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	2,500円
	13,200円	3,500円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項の表自家用の項	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円

	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第1項第1号の表自家用の項	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	50,000円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	110,000円	55,000円
第1項第2号の表営業用の項	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号の表営業用けん引 自動車の項	15,100円	8,000円
	7,500円	4,000円
第1項第2号の表自家用の項	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号の表自家用けん引 自動車の項	20,600円	10,500円
	10,200円	5,500円
第1項第3号の表営業用一般乗 合用バスの項	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円

第1項第3号の表営業用その他の項	26,500円	13,500円
	32,000円	16,000円
	38,000円	19,000円
	44,000円	22,000円
	50,500円	25,500円
	57,000円	28,500円
	64,000円	32,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号の表	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号の表キャンピング車の項	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円
	88,000円	44,000円
第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円	10,500円
	7,600円	4,000円
第1項第5号の表霊きゆう車の項	11,000円	5,500円
	4,200円	2,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	5,000円
	13,200円	7,000円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項の表自家用の項	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第43条第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車又は当該キャンピング車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度

分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、第42条の4第1項第3号ア(ア)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同条第1項第3号ア(イ)に規定する平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

第1項第1号の表営業用の項	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号の表自家用の項	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号の表営業用の項	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号の表営業用けん引自動車の項	15,100円	4,000円
	7,500円	2,000円
第1項第2号の表自家用の項	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円

分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

- (6) 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、
 _____平成30年輕油軽中量車基準又は
 _____平成21年輕油軽中量車基準
 _____に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則で定めるもの

	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号の表自家用けん引 自動車の項	20,600円	5,500円
	10,200円	3,000円
第1項第3号の表営業用一般乗 合用バスの項	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号の表営業用その他 の項	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号の表自家用の項	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号の表	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号の表キャンピング 車の項	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
	第1項第5号の表宣伝車の項	20,600円
7,600円		2,000円

第1項第5号の表靈きゆう車の項	11,000円	3,000円
	4,200円	1,500円
第1項第5号の表その他の項	9,700円	2,500円
	13,200円	3,500円
第2項の表営業用の項	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項の表自家用の項	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条第1項第1号の表営業用の項及び同項第4号の表営業用の項の規定の適用については、

、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 省略

第1号の表営業用の項	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号の表営業用の項	4,500円	2,500円

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第43条第1項

の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)～(3) 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第18条の3第1項第6号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の29第3項（同法第72条の30第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例附則第21条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 4 改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第22条の9第2項の規定は、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なおその効力を有する。
- 5 新条例附則第23条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。